

長期優良住宅化リフォーム減税

<所得税>(ローン型)(投資型)

耐久性向上リフォームで所得税を減税

所得税額の特別控除—ローンを利用する場合

概要

特定の省エネ改修工事とあわせて一定の耐久性向上改修工事を行い、既存住宅の長期優良住宅の認定を受けた場合、所得税の減税を受けることができます。

これだけ
お得です!!

以下の割合に相当する金額の合計額を所得税額から控除

控除率	対象工事限度額	最大控除額
2%	耐久性向上工事 250万円	62.5万円 (5年間)
1%	その他の工事 750万円	

このような方が利用できます

- 賃貸ではない、所有し居住する住宅のリフォームを行う方
- 2017年4月1日から2021年12月31日の間に居住している方。
- 工事後の住宅の床面積が50㎡以上で、その1/2以上に居住している方。
- 合計所得金額が3,000万円以下。
- 対象となる住宅借入金等は、償還期間5年以上のもの。

このような工事が対象です

- 「一定の耐久性向上改修工事」とは—①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎もしくは⑦地盤に関する劣化対策工事、または⑧給排水管もしくは給湯管に関する維持管理もしくは更新を容易にするための工事。
- 工事費用（補助金等の交付がある場合には、その額を控除した後の金額）の合計額が50万円を超えるもの。

2021年いっぱいの制度です

2021年12月31までに入居した人が対象です。

所得税額の特別控除—自己資金による場合

概要

省エネ改修工事または耐震改修工事とあわせて行い一定の耐久性向上改修工事を行い、既存住宅の長期優良住宅の認定を受けた場合、所得税の減税を受けることができます。

これだけ
お得です!!

省エネ改修、耐震改修とあわせて行う改修費用相当額の10%が、リフォーム後に暮らし始めた年分のみ、所得税額から控除されます。

工事費用相当額の限度額		最大控除額
省エネ改修または耐震改修とあわせて行う場合	250万円 (太陽光発電設置の場合は350万円)	25万円 (同35万円)
省エネ改修および耐震改修とあわせて行う場合	500万円 (太陽光発電設置の場合は600万円)	50万円 (同60万円)

このような方が利用できます

- 賃貸ではない、所有し居住する住宅のリフォームを行う方
- 2017年4月1日から2021年12月31日の間に居住している方。
- 合計所得金額が3,000万円以下。

このような工事が対象です

- 「一定の耐久性向上改修工事」とは—①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎もしくは⑦地盤に関する劣化対策工事、または⑧給排水管もしくは給湯管に関する維持管理もしくは更新を容易にするための工事。
- 標準的な費用相当額（補助金等の交付がある場合には、その額を控除した後の金額）の合計額が50万円を超えるもの。
※「標準的な工事費用相当額」とは、耐久性向上改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に、耐久性向上改修工事を行った箇所数を乗じた金額

2021年いっぱいの制度です

2021年12月31までに入居した人が対象です。

制度の
詳細

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

